

学校法人日本医科大学

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本方針

学校法人日本医科大学（以下「本法人」という。）は、採用選考活動その他の求職活動等（以下「求職活動等」という。）に参加する求職者等が、性的な言動により求職活動等を阻害されることのないよう、必要な措置を講じることを目的として基本方針を定めます。求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）を行ってはならないことを、全ての教職員に対して周知徹底します。また、本法人は求職者等セクハラ防止に努めるとともに、万が一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処します。

2. 求職者等の定義

求職者等とは、本法人の求人に応募する者及び求職者以外の者であって就職説明会やインターンシップ、OB・OG訪問等の活動に参加している者、教育実習、看護実習その他実習を受ける者をいいます。

3. 求職者等セクハラ定義

求職者等セクハラとは、本法人が雇用する教職員による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の求職活動等が阻害されることをいいます。「求職活動等」には次の活動が含まれます。

- (1) 採用面接、就職説明会、インターンシップ等の各イベントへの参加
- (2) OB・OG訪問その他本法人の各事業所への訪問・面談
- (3) 教育実習・看護実習等の実習の受講
- (4) その他前各号に類する求職活動等（SNS等オンラインを介したものを含む）

4. 禁止行為

教職員は、求職活動等に参加する求職者等に対して、次に掲げる言動をしないよう注意徹底してください。

- (1) 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等、求職者等に対する性的な言動
- (2) 必要なく身体に触れること、性的な関係を強要することその他の性的な言動
- (3) 交際状況、結婚・出産の予定、その他業務上必要のない私的な事項について質問することやからかうこと
- (4) 面談の実施方法（時間・場所・SNS等の利用を含む。）について、あらかじめ定めたルールに反する対応を行うこと

5. 面談等の実施ルール

教職員は、求職者等と面談し又は連絡を行う場合には、次の事項を遵守してください。

- (1) 面談は、原則として就業時間内に事業所内又はオンライン会議システムを利用して実施すること
- (2) 原則として、求職者等の連絡には各事業所で貸与された PC 又はスマートフォンを使用し、私用 SNS その他の個人的な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと
- (3) 求職者等への対応は複数名で行うものとし、やむを得ず単独で行動する場合は事前に上長へ報告し対応を確認すること

6. 相談窓口

求職者等セクハラに関する相談は、本法人の各事業所で実施している求人情報に相談方法を公開し、受け付けます。求職者等に対しては求人票・職員募集ページ等を通じて相談窓口を周知します。

7. 相談を受けた場合の対応

相談窓口に寄せられた相談については、法人本部の人事部が各事業所と連携し、事実関係の確認、行為者への対応、再発防止に向けた措置の検討を行います。本法人は、必要に応じて事実確認への協力や就業規則等に基づく行為者への処分その他の対応をします。

8. プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

本法人は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーを保護するために必要な措置を講じます。なお、求職者等セクハラの実行者に対して、必要な範囲で同様の措置を取ります。また、求職者等が相談を行ったことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該求職者等に対して不採用とすることその他不利益な取扱いを行いません。

9. 周知・啓発

本法人は、当該基本方針及び求職者等セクハラの実行者の防止について、研修の実施その他の方法により教職員に対して周知徹底を図ります。

学校法人日本医科大学